

第 5 編 電気設備工事編

第5編 電気設備工事編

第1章 共通事項

第1節 適用

電気設備工事は、設計図書及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」により施工しなければならない。

第2節 適用すべき諸基準

設計図書及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」において特に定めのない事項については、次の基準類によらなければならない。なお、受注者は、基準類と設計図書に相違がある場合、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認を求めるものとする。

電気設備に関する技術基準	経済産業省令
公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（最新版）	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
電気設備工事監理指針（最新版）	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
電気設備工事標準図（最新版）	広島市都市整備局監修
水道工事設計標準図	広島市水道局

第2章 機器及び材料

第1節 適用

工事に使用する機器及び材料（以下「機材」という。）は、特記仕様書に品質及び性能を特に明示した場合を除き、この共通仕様書に示す規格に適合したもの又はこれと同等以上の品質を有するものとする。

第2節 機材の品質等

1. 機器及び材料

工事に使用する機器及び材料（以下「機材」という。）は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等のものとする。

ただし、これらと同等のものとする場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を提出し、監督員の承諾を受けなければならない。

2. 機材の品質・性能証明の省略

使用する機材が J E T マークの表示がある場合は、資料の提出を省略できる。

また、使用する機材が（社）公共建築協会の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」の評価を受けたもの又は、（財）ベターリビングの「公共住宅用資機材品質性能評価事業」の評価を受けたものである場合は、評価書の写しを監督員に提出することにより、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）・（電気設備工事編）」第1編第1章第4節1.4.2（b）、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」第1編第1章第4節1.4.2（c）の品質及び性能を有することの証明となる資料の提出を省略することができる。

第3節 機材の承諾

第4編第2章第3節機材の承諾の規定によるものとする。

第4節 機材の検査等

第4編第2章第4節機材の検査等の規定によるものとする。

第5節 機材の検査に伴う試験

1. 試験は、次の機材について行わなければならない。

- (1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」で指定された機材
- (2) 共通仕様書、特記仕様書に指定された機材
- (3) 試験によらなければ、設計図書に定められた条件に適合することが証明できない機材

2. 試験方法は、J I S（日本産業規格）、J E C（電気学会電気規格調査標準規格）、J E M（日本電気工業会）等に定めのある場合には、それによらなければならない。

3. 試験が完了したときは、その試験成績表を速やかに監督員に提出しなければならない。

4. 製造者において、実験値が整備されているものは、監督員の承諾により、性能表、能力計算書等、性能を証明するものをもって試験に代えるこ

とができる。

第 3 章 完成図書等

第 1 節 適 用

本章は、電気設備工事におけるすべての工事について適用するものとする。

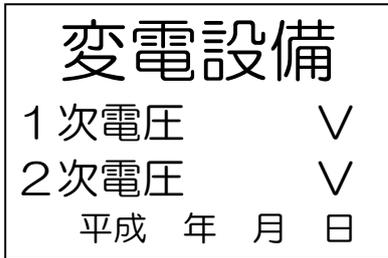
第 2 節 完成図書

第 4 編第 3 章第 2 節完成図書の規定によるものとする。

第 3 節 標 識

1. 特別高圧又は高圧の機器、母線等を屋外に施設する変電所並びにこれらに準ずる場所の出入口には、図 3-1「標識 1」に示す標識を取り付けなければならない。
2. 前項の場所で取扱者以外の者が立ち入らないように設置した柵には各面に図 3-1「標識 2」に示す標識を取り付けなければならない。
3. 高圧配電盤には、図 3-1「標識 3」に示す標識を取り付けなければならない。
4. 無人の受変電設備及び無人ポンプ所の高圧配電盤で高圧回路の開閉操作を行う場所及び充電部又は高圧ケーブル設置か所には、図 3-1「標識 4」に示す標識を取り付けなければならない。
5. 蓄電池盤及び発電機盤には、図 3-1「標識 5」に示す標識を取り付けなければならない。
6. 電柱には、図 3-1「標識 6」に示す標識を取り付けなければならない。
7. その他必要に応じ、図 3-1「標識 1」～「標識 6」のうちから選定し、取り付けなければならない。
8. 標識の材質は、図 3-1「標識 1」～「標識 5」は、アクリル製で、字体は、丸形ゴシック、裏面彫刻とする。

標識 1



白地に黒文字
 変電設備 80 mm 角
 1次電圧 50 mm 角
 2次電圧 50 mm 角
 年月日 40 mm 角
 W : 450 mm
 H : 300 mm
 t : 4 mm 以上

標識 2



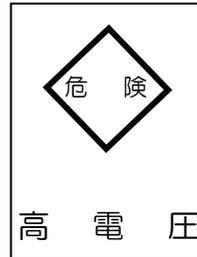
白地に黒文字
 □は朱色
 □は100 mm 角で
 枠は10 mm
 W : 150 mm
 H : 350 mm
 t : 4 mm 以上

標識 3



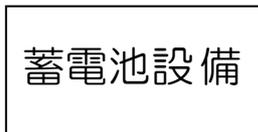
白地に黒文字
 ◇は100 mm 角で
 枠は7~10 mm
 ◇内黄赤 (2.5 YR 6/13)
 W : 300 mm
 H : 225 mm
 t : 4 mm 以上

標識 4

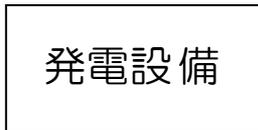


白地に黒文字
 ◇は100 mm 角で
 黒枠 7 mm
 ◇内黄赤 (2.5 YR 6/13)
 W : 225 mm
 H : 300 mm
 t : 4 mm 以上

標識 5

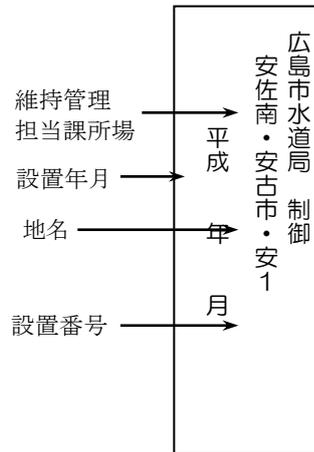


白地に黒文字
 W : 300 mm
 H : 150 mm
 t : 4 mm 以上



白地に黒文字
 W : 300 mm
 H : 150 mm
 t : 4 mm 以上

標識 6



材質はアルミ製
 文字体は丸形ゴシック
 表面彫刻
 アルミ地金に黒文字
 W : 80 mm
 H : 240 mm
 t : 0.8 mm 以上

使用内容
 (制御、電防、引込等)

図 3-1 標識

第4章 電力設備工事

設計図書によるもののほかは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」の規定によるものとする。

第5章 受変電設備工事

設計図書によるもののほかは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」の規定によるものとする。

第6章 静止形電源設備工事

設計図書によるもののほかは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」の規定によるものとする。

第7章 自家発電設備工事

設計図書によるもののほかは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」の規定によるものとする。

第8章 通信・情報設備工事

設計図書によるもののほかは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」の規定によるものとする。

第9章 中央監視制御設備工事

設計図書によるもののほかは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」の規定によるものとする。